

業務委託契約書

- 1 業 務 名 岩手県立紫波総合高等学校教職員公舎登記測量調査業務
- 2 委 託 料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委 託 期 間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 4 契約保証金 〇〇〇円
- 5 対象となる県有地 紫波郡紫波町日詰字七久保80番2、95番2

岩手県（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、岩手県立紫波総合高等学校教職員公舎登記測量調査業務の実施を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第1 甲は、別記委託仕様書に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を上記の委託料及び委託期間をもって乙に委託し、乙はこれを受託し誠実に履行するものとする。

第2 甲は、委託業務の実施に関し、甲の職員をして乙の履行状況を監督させ、又は必要な事項について指示させることがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要と認めるものについては、甲の指示を受けるものとする。

第3 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

第4 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

第5 甲は、必要があると認めるときは、事業の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するとき、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第6 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了報告書（様式第2号）に成果物を添えて甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による書類を受領した場合は、速やかに当該書類を審査し、必要に応じて実施調査を行うことにより、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの確認を行うものとする。

第7 第6第2項の規定による検査により、委託業務の実施状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第6第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

第8 乙は、第6第2項（第7第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格した場

合は、業務委託料請求書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により業務委託料請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

第9 委託事業の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担すべきものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

第10 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5%の割合で計算した違約金を徴収することがある。

第11 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、委託料の支払いを遅延した場合においては、乙に対して、支払いまでの日数に応じ、支払うべき委託料につき年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

第12 甲は乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第13 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第4若しくは第9項第1項の規定による項の指示に従わなかったとき。

（2）その他この契約に違反したとき。

第14 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

（2）次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

第 15 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第 16 第 13 又は第 14 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の 100 分の 5 に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前 2 項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第 17 乙は、第 13 又は第 14 の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。ただし、委託業務の一部が完了しているときは、甲は、当該完了部分を確認のうえ、相当と認める金額を支払い、成果物の引渡しを受けることができる。

第 18 乙は、第 17 の規定により、委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

第 19 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第 20 乙は、委託事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、履行完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存するものとする。

第 21 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれのその 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 岩手県
契約担当者
岩手県立紫波総合高等学校
校長 大木 由里

乙 （住所を記入）

●●●● ●● ●●

岩手県立紫波総合高等学校長 様

住所（所在地）
氏名（商号又は名称）
代表者氏名 印

業務委託料請求書

下記業務に係る審査に合格したことから、次のとおり請求します。

業 務 名	岩手県立紫波総合高等学校教職員公舎登記測量調査業務
請 求 金 額	円
委 託 料 額	円
振 込 金 融 機 関	銀行 店 普通 ・ 当座 口座番号：

令和 年 月 日

岩手県立紫波総合高等学校長 様

住所（所在地）
氏名（商号又は名称）
代表者氏名 印

委託業務完了報告書

下記業務について、委託仕様書に従い、業務を完了したので下記のとおり報告いたします。

- 記
- | | | |
|---|-------|---------------------------|
| 1 | 業 務 名 | 岩手県立紫波総合高等学校教職員公舎登記測量調査業務 |
| 2 | 実施期間 | 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 |
| 2 | 成 果 物 | 別添のとおり |